

| | |
|--------------------|---|
| 提供先21 | 都道府県知事等 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表161の項 |
| ②提供先における用途 | 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」という。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第百六十三条で定めるもの。 |
| ③提供する情報 | 介護保険給付等関係情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 介護保険被保険者 |
| ⑥提供方法 | [<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 () |
| ⑦時期・頻度 | 随時 |
| 提供先22 | 愛知県国民健康保険団体連合会 |
| ①法令上の根拠 | 平成26年3月19日 厚生労働省 情報政策担当参事官室 社会保障・税番号制度導入のためのシステム改修支援Q&A(第3版)問17 |
| ②提供先における用途 | 国民健康保険・介護保険の被保険者情報や障害者福祉サービス費の受給者情報等の交換を行うため。 |
| ③提供する情報 | 受給者台帳異動連絡票/訂正連絡票等 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 介護保険被保険者 |
| ⑥提供方法 | [] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 () |
| ⑦時期・頻度 | 月次 |